

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成30年 3 月 31 日

土 曜 日

号 外(3)

## 目 次

訓 令	
○富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	1

~~~~~

## 訓 令

~~~~~

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第 7 号

経 営 管 理 部  
出 納 局  
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 の 2 中「第53条第44項又は第45項」を「第53条第40項又は第41項」に、「同条第44項若しくは第45項」を「同条第40項若しくは第41項」に、「同条第46項」を「同条第42項」に改める。

第16条中「第53条第39項若しくは第40項の規定により法人税割の計算上控除することができなかつた金額（以下「利子割額の控除不足額」という。）」、同条第41条を「第53条第38項」に改める。

第17条第 2 項並びに第18条第 1 項及び第 2 項中「利子割額の控除不足額、」を削る。

第19条及び第36条中「附則第11条の 4 第 2 項若しくは第 5 項」を「附則第11条の

4 第2項、第5項若しくは第7項」に改める。

第24号様式の3中

現 金	円
証 券	
計	
領収済控枚数	枚
摘 要	

を

領収済控内訳	枚 数	金 額
	枚	円
摘 要		

に改める。

第25号様式を次のように改める。





**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(税 務 課)

---

